

特定個人情報保護評価の概要について

1 制度概要

国の行政機関や地方公共団体等が、個人番号（マイナンバー）を含む個人情報（特定個人情報）のデータベースを保有しようとするときは、原則として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号利用法）に基づき、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を自ら検討・評価して評価書にまとめ、公表する必要がある。

この制度を「特定個人情報保護評価」と呼ぶ。

2 実施手続きについて

地方公共団体は、国の「特定個人情報保護評価に関する規則」及び「特定個人情報保護評価指針」に従い、当該事務の対象人数・個人番号の取扱者数等に応じて、次表の区分により所要の評価書を作成することが求められる。

表 特定個人情報保護評価の実施レベル

事務の 対象人数	30 万人 以上		10 万人以上 30 万人未満		1 万人以上 10 万人未満		1,000 人以上 1 万人未満	
個人番号の 取扱者数		500 人 以上	500 人 未満		500 人 以上	500 人 未満		
特定個人情報の過 去 1 年の重大事故			有	無		有	無	
作成する 評価書	全項目評価書（※ 1）				重点項目評価書（※ 1）		基礎項目評価書	
県民意見の 聴取（※ 2）	実 施				実 施（※ 3）		—	
第三者点検 （審議会）	諮 問				報 告（※ 3）		報 告（※ 3）	

※1 基礎項目評価書は共通して作成し、加えて事務の対象人数等に応じて全項目又は重点項目評価書を作成する。

※2 本県では、「かながわ県民意見反映手続要綱」に基づき県民意見を聴取することとしている。

※3 重点項目評価においては、国民意見の聴取と第三者点検の実施を任意とされているが（国の「特定個人情報保護評価指針の解説」による）、本県では平成 26 年 11 月に本審議会の意見を聴き、特定個人情報保護評価実施要綱を定め、重点項目評価書については県民意見を聴取した後、本審議会に報告し意見を聴くこととした。（基礎項目評価書は、県民意見の聴取はなく、審議会への報告のみ）

3 「肝炎治療医療費の給付に関する事務」（がん・疾病対策課）に係るしきい値判断について

- 事務の対象人数：1,000 人以上、1 万人未満
- 個人番号の取扱者数：500 人未満
- 評価実施機関（知事）における過去 1 年以内の特定個人情報に係る重大事故（※）：なし以上のしきい値判断の結果、基礎項目評価を実施することとする。

※ 国の「特定個人情報保護評価指針」の令和 6 年 4 月 1 日改正により、「特定個人情報に係る重大事故」の該当性は、事故の発生日を基準としてそれぞれ下記のとおり分かれる。

事故の発生日	「特定個人情報に係る重大事故」の該当性
令和6年3月31日以前	<u>故意によるもの又は本人の数が101人以上のもの</u>
令和6年4月1日以降	<u>個人情報保護委員会への報告対象に該当するもの</u>

(参考) 基礎項目評価書の様式改正について

特定個人情報保護評価指針の3年ごとの再検討により、特定個人情報保護評価に関する規則及び特定個人情報保護評価指針が改正され、基礎項目評価書については、以下のとおり様式が改正された（令和6年4月1日施行、ただし、基礎項目評価書の改正規定については令和6年10月1日施行）。

- ・ 緊急時の事後評価の適用及び実施時期の明確化

「I 関連情報」に「9. 規則第9条第2項の適用」が追加され、災害その他やむを得ない事由により、保護評価規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）を適用し、特定個人情報ファイルを保有した後又は特定個人情報ファイルに重要な変更を加えた後に保護評価を実施した場合には、その旨及び適用した理由を記載することとされた。

- ・ 「IV リスク対策」の水準の底上げ・人為的ミス対策の強化

「8. 人手を介在させる作業」及び「11. 最も優先度が高いと考えられる対策」の項目が追加され、選択肢形式で措置の実施状況を評価した結果を記載することとされた。併せて、当該評価を選択した根拠について、自由記述形式により記載することとされた。

また、主な措置の実施状況の評価について、「1）特に力を入れている」、「2）十分である」を選択できる具体的な水準が提示された。

「1）特に力を入れている」を選択できる水準	「十分である」を選択できる水準を満たした上で、さらに、評価実施機関独自の取組を実施している場合
「2）十分である」を選択できる水準	典型的なリスク対策（例）を実施することなどにより、事務・サービス又はシステムの特性を考慮したリスク対策を講じている場合

神奈川県特定個人情報保護評価実施要綱の概要

1 対象範囲 （第2条）

知事、議会、教育委員会等、全ての県機関及び県が設立した地方独立行政法人が要綱の対象

2 手続の概要 （第4条、第5条）

(1) 評価書の作成

個人番号利用所属は、基礎項目評価書を作成し、さらに特定個人情報の対象人数及び取扱者数に応じ、重点項目評価書、又は全項目評価書を作成

(2) 重点項目評価書・全項目評価書作成時の手続 （第6条、第7条）

- ・ 「かながわ県民意見反映手続要綱」に基づき県民意見を聴取
- ・ 「第三者点検」として神奈川県情報公開・個人情報保護審議会に報告（重点項目評価書）又は諮問（全項目評価書）し、意見を聴く。

(3) 評価書の公表 （第8条、第9条）

- ・ 当該事務が存続する間、番号利用所属及び情報公開広聴課に評価書を備え付けて閲覧に供するとともに、県のホームページでも公表
- ・ 当該事務を廃止した場合でも、廃止後3年間は公表を継続

(4) 評価書の見直し・再評価 （第11条、第12条）

- ・ 作成した評価書は、毎年4月に番号利用所属で見直しを行う。
- ・ 見直しの結果、作成すべき評価書の種類を変更する必要がある場合は、改めて特定個人情報保護評価を実施
- ・ 評価書を作成後、5年毎に特定個人情報保護評価を改めて実施

(参考)

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
特記事項	

評価実施機関名

公表日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称		
②事務の概要		
③システムの名称		
2. 特定個人情報ファイル名		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠		
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署		
②所属長の役職名		
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先		
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先		
9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か		
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か		
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------	--

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

變更箇所

[illegible]